

消防予第 254 号
平成 8 年 12 月 12 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

1 号消火栓の取扱いについて(通知)

1 号消火栓(消防法施行令(以下「令」という。)第 11 条第 3 項第 1 号に規定する屋内消火栓をいう。以下同じ。)を用いた屋内消火栓設備は、高い消火能力を有する消火設備である。

しかしながら、従来の 1 号消火栓は操作のために通常 2 名以上の者を必要とするとともに、消火栓箱内のホースを全部取り出さないと放水することができないという構造上の理由により、円滑な使用のためには予め訓練等を必要とし、さらに、ホースを格納した状態から放水を開始するまでに時間がかかるものとなっている。このため、現状においては、初期消火における 1 号消火栓の使用率は低い状態にとどまっている。

このような状況を踏まえ、1 号消火栓の新たな種類として、2 号消火栓(令第 11 条第 3 項第 2 号に規定する屋内消火栓をいう。以下同じ。)と同様に、一人でも操作を行うことができるように操作性等を向上させたもの(以下「易操作性 1 号消火栓」という。)について消防法施行令第 32 条の規定を適用し、従来の屋内消火栓と同様に取扱う際の特例基準について下記のとおりとりまとめたので、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 易操作性 1 号消火栓に係る設置及び維持の技術上の基準等について

易操作性 1 号消火栓は、令第 11 条第 3 項第 1 号並びに消防法施行規則(以下「規則」という。)第 12 条第 1 項(第 7 号ホを除く。)、同上第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の規定の例によるものであること。

2 易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る総合的評価について

易操作性 1 号消火栓の機能、性能等の確保を図るため、別添「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準」に基づき、易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る総合的評価を実施することとしたこと。この場合において、当該評価の実施機関、手続き等については、「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について」(昭和 63 年 3 月 18 日付け消防予第 46 号)の 2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価に準ずるものであること。

3 既存の 1 号消火栓の取扱いについて

(1) 既存の 1 号消火栓についても、易操作性 1 号消火栓に改修してさしつかえないものであること。

(2) 設置後 10 年以上経過している 1 号消火栓については、消防用ホース等が劣化しているものがあると考えられることから、耐圧試験等により劣化状況を確認し、劣化している消防用ホース等については、適宜交換することが望ましいこと。

4 その他

この通知は、平成 9 年 4 月 1 日から運用されたいこと。

別添

易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、消防法施行令第 11 条第 3 項第 1 号に規定する屋内消火栓のうち、操作性等の向上を図り、一人で操作可能としたもの(以下「易操作性 1 号消火栓」という。)の操作性等に係る評価基準について定めるものとする。

(評価対象)

第 2 条 この基準において操作性等の評価を行う易操作性 1 号消火栓は、配管への接続口、開閉弁、消防用ホース、消防用ホース結合金具、ホース収納装置(収納箱を有するものは、当該箱を含むものとする。以下同じ。)、ノズル、加圧送水装置の起動装置、加圧送水装置の起動又は易操作性 1 号消火栓の位置を示す表示灯を設けるものにあつては当該表示灯等により構成された完成品とする。

(用語の意義)

第 3 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ホールシール式 消防用ホースを円筒形状等のホース収納装置に巻き取って収納するものをいう。

(2) 折畳み等収納式 消防用ホースをホースリール式以外の方式によりホース格納装置に収納するものをいう。

(一般構造)

第 4 条 易操作性 1 号消火栓は、次の各号に適合するものとする。

(1) 消防用ホースの延長及び収納の操作が容易にできること。

(2) 保守点検が容易にできること。

(3) 耐久性を有すること。

(4) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

(5) 消防用ホースは、壁面に設置するものにあつては易操作性 1 号消火栓の前面において、天井に設置するもの(以下「天井設置型」という。)にあつては易操作性 1 号

消火栓の直下の床面において、延長操作を行った場合にいずれの方向にも引き出せること。

(6) 消防用ホースの結合金具は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第2号)及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第3号)の規定に適合するものであること。

(7) 水路部分に摺動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料により造り、かつ、摺動若しくは回転に影響を受けない構造とすること。

(8) 消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)の規定に適合するものであること。

(9) 電気開閉器、電気配線その他電気部品は、防水のための装置及び充電部の保護を行うとともに、十分な電気容量を有し、配線の接続が的確であること。

(10) 天井設置型にあつては、次によること。

ア ノズル等を降下させるための装置(以下「降下装置」という。)は、操作しやすい構造とするとともに、易操作性1号消火栓の機能に障害を与えないものであること。

イ 降下装置を操作した場合に、設置高さに応じて、ノズル等が床面からの高さが1.5メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。

ウ 降下装置を操作した場合に、ノズル等は次条に規定する操作が安全に行える速度で降下するものであること。

(操作性)

第5条 易操作性1号消火栓は、開閉弁の開放、ホース収納装置からの消防用ホースの延長操作、放水等の一連の操作を一人で円滑に行うことができるものとする。ただし、天井設置型にあつては、降下装置の操作を含むものとする。

(ホースの操作力)

第6条 消防用ホースの延長操作に要する力は、日本工業規格 A5705 に適合する滑らかなビニル床タイル又は同等の滑らかなシートの床面上で $1.7\text{kgf}/\text{cm}^2$ から $10\text{kgf}/\text{cm}^2$ の範囲の水圧力を加えて測定した場合、任意の延長位置において 20kgf 以下とする。

(耐圧試験)

第7条 易操作性1号消火栓の水路部分は、 $11\text{kgf}/\text{cm}^2$ の水圧力を5分間加える試験を行った場合において、漏れ又は変形等の異常がないものとする。

(強度試験)

第8条 ホースリール式の易操作性1号消火栓のホースリールは、両側に軸受を有するものにあつてはホースリールの中央に、片側に軸受を有するものにあつては軸受の反対側のホースリールの端に、当該ホースリールの重量(消防用ホース及び当該ホースの充水重量を含む。)の2倍の荷重を24時間吊した場合、破壊又は変形等の異常がないものとする。

2 折畳み等収納式の易操作性1号消火栓のホース収納装置のホース収納部分は、

両側に支持金具又は軸受を有するものにあつてはホース収納部分の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあつては軸受の反対側のホース収納部分の端に、当該ホース収納部分の重量(消防用ホース及び当該ホースの収納状態において充水することのできるものにあつては充水重量を含む。)の2倍の荷重を24時間吊した場合、破壊又は変形等の異常がないものとする。

(繰返し作動試験)

第9条 易操作性1号消火栓は、15回の延長、放水及び収納操作を繰り返した場合、確実に一人操作により延長及び規定以上の放水ができるものであり、かつ、機能に異常を生じないものとする。

(ノズル)

第10条 ノズルは、次の各号に適合するものとする。

- (1) 容易に開閉できる装置を設けること。
- (2) 棒状放水及び噴霧放水の切替えができるものであること。
- (3) 棒状放水において、水圧力 1.7kgf/cm^2 以上で、毎分130リットル以上の放水量を有するものであり、かつ、ノズル先端の高さ1m、仰角5度において射程が7m以上であること。
- (4) 噴霧放水において、消火に有効な放射範囲を有するものであること。
- (5) ノズルには、次の表示をすること。
 - ア 開閉位置又は開閉方向
 - イ 棒状及び噴霧の切替え位置

(開閉弁)

第11条 開閉弁は、「消火栓等開閉弁の技術基準」(昭和54年消防予第113号。以下「開閉弁基準」という。)の規定に適合するものとする。ただし、大きさの呼びが40未満のものにあつては、開閉弁基準第3のうち3及び5から10まで、第4、第5並びに第7(5)に適合するものとする。

2 開閉弁を自動式とするものにあつては、前項によるほか、次の各号に適合するものとする。

- (1) 消防用ホースの延長操作等と連動して確実に全開すること。
- (2) 手動により開閉できる措置を講ずること。

(加圧送水装置の起動装置)

第12条 加圧送水装置の起動装置は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 消防用ホースの延長操作又は開閉弁の開放等と連動して、確実に起動すること。
- (2) 消防用ホースの延長操作等によって、損傷を生じない位置に設けること。

(表示灯)

第13条 加圧送水装置の起動又は易操作性1号消火栓の位置を示す表示灯をホース収納装置に設けるものにあつては、見易い位置に設け、かつ、消防用ホースの

延長操作等によって、損傷を生じない位置に設けるものとする。

2 易操作性 1 号消火栓に設ける赤色の灯火(降下装置を壁、柱等に設ける場合のものを含む。)にあつては、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 12 条第 1 項第 3 号口の規定によるものとする。ただし、天井設置型の本体に設ける赤色の灯火にあつては、規則第 12 条第 1 項第 3 号口の規定にかかわらず、当該天井設置型の取付け面を 3m の高さにした場合に、10m 離れた位置で、かつ、1.5m の高さから容易に識別できるものとするができる。

(表示等)

第 14 条 易操作性 1 号消火栓は、次の各号に掲げる事項を容易に消えないように表示するものとする。

- (1) 製造者名又は商標
- (2) 製造年
- (3) 易操作性 1 号消火栓である旨の表示
- (4) 操作手順を示す絵表示(収納箱以外の部分に表示するものを含む。)
- (5) 最高使用圧力
- (6) 圧力損失値
- (7) 型式番号
- (8) 消防用ホースの型式番号
- (9) 天井設置型のものにあつては、その旨の表示
- (10) 天井設置型の降下装置には、当該部分にその旨の表示

2 易操作性 1 号消火栓の性能、設置等に係る説明書等の整備を図るものとする。